2.23
第二章

序

売薬組合会に於て（外来の請求漸減傾向）
り及五分下け又は廿以外守るとなりし売店
五分下け又は値を引く事を厳禁し一切会に依り度
に根原を定め以上のもの廿日限り営業の意志ある
ものは組合に金を納むることに決し、を

廿四日 付属薬品を（中国？）独占計画を討議の
の請求増加は一割値上げ見合わせたり
業者代表として五種（価格の五分引下）を会に於て上げ
延期し之の是非を議したり

廿七日 付属薬品を陳情 会員の請求...

売薬団にしては...体も許せす
のの...一割上げけ
を発せるよう...根原...たり
三月一日 業者役員会...会合に根原の請求...
これ...体を附との案を申請...
...を陳情に一任して...
...ことを根原したり
六日 ...は業者...
会員の請求...根原業者の...
...を陳情

駿州商業組合事務所